

(案)

対策本部決定議案
令和2年5月26日
子育て支援部

緊急事態宣言の解除等に伴う、子ども子育て施設等の運営の見直しについて

1 提案理由

次の理由から、保育園、学童クラブ及び子育て広場事業等の運営について一部見直す。

(1) 緊急事態宣言の解除

令和2年5月31日までとされていた緊急事態宣言が、同年同月25日に解除されたこと

(2) 緊急事態措置の終了

令和2年5月31日までとされていた緊急事態措置が、同年同月25日に終了したこと

2 見直しの開始年月日及び見直し内容

(1) 保育園

特別保育の終了時期を、令和2年5月31日(日曜日)から同年同月27日(水曜日)に短縮する。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束していないことや、市立小中学校の休業が継続していること等を踏まえ、市立小中学校の通常授業の再開時期をめどに、可能な範囲での自粛を要請する。

(2) 学童クラブ

令和2年5月31日(日曜日)までの事前登録制の期間については、自粛緩和に伴う追加の登録に対応する。

同年6月1日(月曜日)から同年同月30日(火曜日)は、市立小学校の再開を踏まえ、原則、下校時から午後6時までとする。ただし、学校での分散登校等の段階的再開により、登校時間まで家庭で過ごすことが難しい児童については、事前登録により午前8時30分から開所する。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束していないことや、市立小中

学校の休業が継続していること、さらには、学童クラブの過密の状況等を踏まえ、運営期間内は、可能な範囲での自粛を要請する。

(3) 子育て広場事業等

| のどか広場 | ピッコロ広場 |
|--|--|
| 令和2年5月28日木曜日から、運営を再開する(※保育園の通常保育の再開にあわせる)。 | 令和2年6月2日火曜日から、運営を再開する(※コール田無の利用再開にあわせる)。 |
| 過密化を避けるため、時間帯と受入組数の上限を設定し、かつ、前日予約制とする。 なお、土日の再開は、それぞれの広場の状況を踏まえ、判断する。 | |

なお、地域子育て支援センターでのひろば事業については、通常保育の再開の状況を踏まえ、今後、決定する。ひろば事業を含む児童館についても、学校再開と連携した学童クラブの運営状況を踏まえ、今後、決定する。

(4) ほっとルーム (こども相談室)

令和2年6月1日月曜日から、相談受付時間を通常に戻す(※市立小中学校の再開にあわせる)。

(5) 住吉会館ルピナスの貸室

| 活動室、会議室 | 交流ホール、大広間 (和室・洋室)、和室 |
|----------------------------|-----------------------------|
| 令和2年6月2日火曜日 から、利用を再開する。 | 当面、休止する(※老人福祉センターの再開と調整する)。 |

4 周知

- (1) 決定後、保護者等に通知する。
- (2) 決定後、必要な内容は、市ホームページにより周知する。
- (3) 決定後、速やかに市議会に情報提供する。